

2024年11月より

自転車の『ながらスマホ』など…罰則が強化されました！

道路交通法の改正により、2024年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転(ながらスマホ)」の罰則が強化され、また「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となりました。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認していきましょう(*^*)！

◆◆ながらスマホに対する罰則◆◆

【禁止事項】

- ・ 自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く）
- ・ 自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること

【罰則内容】

- ・ 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合 → 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合 → 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◆◆酒気帯び運転、ほう助に対する罰則◆◆

自転車の酒気帯び運転に関しては運転をした本人はもちろん、飲酒運転をするおそれがある者に対し酒類を提供したり、自転車を提供したりすること(酒気帯び運転のほう助)も禁止です。

【禁止事項・罰則内容】

- ・ 酒気を帯びて自転車を運転すること
→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること
→ 酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・ 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること
→ 自転車の提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗すること
→ 同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為は「酒酔い運転」とされ、罰則として5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。

◆◆気を付けて！こんな運転も禁止です！◆◆

【禁止事項・罰則内容】

- ・ 傘さし運転 → 5万円以下の罰金等
- ・ イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転 → 5万円以下の罰金
- ・ 2人乗り → 5万円以下の罰金（都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く）
- ・ 並進運転 → 2万円以下の罰金又は科料（「並進可」の標識があるところを除く）

これからは暗くなるのも早くなり、寒さで運転がしづらくなる季節です
楽しくお酒を飲む機会も増えることと思います🍷
車も自転車も、法律を守って安全運転でお願いします(*^^*)！

これからの季節の大敵?! 冬の乾燥対策をご紹介します!

冬本番を迎えると、気になってくるのが室内の乾燥…気温が下がると、空気中の水分量が少なくなってしまうため、乾燥からくる肌トラブルや身体の不調も感じやすくなってしまいます。そこで今回は、簡単にできる乾燥対策をご紹介します! ぜひ試してみてください(*^^*)

《洗濯物を部屋干しする》

濡れた洗濯物から水分が蒸発することを利用して、室内を加湿します。タオルを濡らして干しておくだけでも効果があります。さらに工夫を加えるのであれば、扇風機やサーキュレーターで風をあて、洗濯物の周囲の湿った空気を循環させましょう!

《残り湯で加湿する》

お風呂に浸かったあとの残り湯を活用して加湿する方法です。入浴後、浴室の扉を開けておくことで、水蒸気が部屋に広がり加湿されます。ただし、加湿されすぎてカビなどの発生がおきないように注意! また設置されている火災報知器が反応してしまわないよう、念のために事前に機種などを確認してください。

《観葉植物を置く》

根から水を吸い上げて、葉から水蒸気を出す性質を持つ観葉植物を置き、室内を加湿する方法です。大きな葉を持つものや、水分の吸水力が高い性質を持つ観葉植物を選ぶとよいでしょう。お気に入りの観葉植物を見つけて、部屋に置いてみてください♪

《窓や床を水拭きする》

窓や床を水拭きすることで、拭いた後の水分が蒸発して湿度が上がることを利用した対策です。部屋の掃除と加湿が同時にできてお得感があります*
ただし、素材が木材のものなど、水拭きを避けたほうがよいとされている材質でないかチェックしてから水拭きするのが◎。不安な場合は、窓やテーブルなど水拭きしても問題ないもので行ってください。

インフルエンザ予防接種の補助

受付中です📝

すでにイタックスHPやイタックスWebにてお知らせしていますが、**現在インフルエンザ予防接種の費用補助を受付中です。**

今年のインフルエンザも流行が予想されるそうですので、予防接種を受けようとお考えの方は、病院への予約など計画的に受診されるのが良いかと思います。

詳しい申請方法につきましては、イタックスWebの案内等にてご確認ください。

朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。皆さま体調を崩されないよう、手洗いうがいと適度な運動で元気に過ごしましょう!

10月の業務中・通勤退勤時の労災件数

- ◇ 死亡 **0件**
- ◇ 傷病程度休業4日以上 **1件**
- ◇ 傷病程度休業4日未満 **0件**

労働災害とは、労働者が労務に従事したことによって

被った「負傷」「疾病」「死亡」などです

業務中や通勤中に事故が発生したら、なるべく病院の受診前に責任者や担当者へ連絡をして、一緒に病院へ行きましょう!
その後の対応が確認できてお互いに安心です!

発行/鹿児島安全衛生委員会メンバー 電話やメール、面談で各種相談を受け付けています。

＼楽しく活動しています!／



お仕事でお悩みの事などあれば、イタックスの相談メールか相談電話にご連絡ください! 育休や介護休業に関するご相談も受け付けています! 24時間受付OKです。
返信は時間帯や曜日により翌日以降になる可能性もあります。

✉ soudan@itaxweb.co.jp

☎ 0120-10-2430 (社員番号必須)

担当者以外には分かりませんのでご安心ください!
ご質問等は、イタックス本社 業務支援課までご連絡ください(099-210-2430)